

実績評価書

平成17年8月

政策体系	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること
	I	法定労働条件の確保・改善を図ること
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局監督課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導業務の適正な運営を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導を実施するとともに、労働者からの申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行う。また、重大悪質な法違反が認められた場合に司法処分を行う。					
(評価指標)	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
定期監督等の実施状況 (定期監督等の実施件数)	147,773	134,623	131,878	121,031	122,793
(評価指標)	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
申告処理の状況 (申告処理件数)	38,743	41,444	43,898	46,009	43,423
(評価指標)	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
司法処理の状況 (司法処理件数)	1,385	1,346	1,328	1,399	1,339
(備 考)					
資料出所：労働基準法に基づく監督業務実施状況					

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析
労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、監督指導を実施するとともに、労働者からの申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行っている。また、重大悪質な法違反が認められた場合に司法処分を行っており、業務の適正な運営が図られている。
平成16年の定期監督の実施件数は122,793件、申告処理件数は43,423件、司法処理件数は1,339件となっている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価					
<p>定期監督等における法違反の是正を勧告した事業場数は、平成16年は82,430件であり、これらの法違反の是正により、労働者の労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保が図られている。</p> <p>申告処理における法違反の是正を勧告した事業場数は、平成16年は23,574件となっており、これら法違反の是正により、労働者の申告事項に対する解決が図られている。</p> <p>重大悪質な法違反が認められた場合に行った司法処分の件数は、平成16年は、1,339件となっている。</p> <p>(資料出所：労働基準法に基づく監督業務実施状況)</p>					
政策手段の効率性の評価					
<p>監督指導については、各都道府県労働局が、その管内事情に即し、平成16年度に特に力点を置いて取り組むべき重点課題を的確に選定し、重点志向に徹した監督指導業務の運営を図っており、また、重大悪質な事案については、司法処分を行っているほか、増加が続いている申告処理については、できる限り迅速に対応し、適切にその申告処理を行っており、これらにより効率的に施策目標を達成している。</p> <p>また、労働基準監督官に対して中央、地方レベルで体系的な研修等を実施することで、個々の処理能力の向上を図ることなど、業務の効率的処理を行えるよう取り組んでいる。</p>					
総合的な評価					
申告処理件数が増加する中で、定期監督、申告処理、司法処分等の実施を通じて労働条件の確保・改善が適切に進められている。					
	<table border="1"> <tr> <td>評価結果分類</td> <td>分析分類</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>③</td> </tr> </table>	評価結果分類	分析分類	②	③
評価結果分類	分析分類				
②	③				

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況
(「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第10次定員削減計画」「行政改革大綱」等)
なし。
③総務省による行政評価・監視等の状況
なし。
④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)
なし。
⑤会計検査院による指摘
なし。